



## 生前から準備をしておこう

# 人に迷惑をかけない きれいな孤独死 入門

イラスト：関祐子

## ■ 判断能力があるうちに備えるなら任意後見制度――成年後見制度の概要

	任意後見	法定後見		
利用者	判断能力がある人	後見	保佐	補助
具体例	将来の判断能力の低下に備えておきたい人	買い物などの日常生活や財産管理などが1人ではできない人	日常の買い物程度は1人でできるが、重要な財産管理などはできない人	重要な財産管理などを1人ですることが不安な人
後見人などの選定	本人	裁判所		
成年後見人などに与えられる代理権の範囲	契約時に当事者間で合意した特定の法律行為	申し立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為		
本人が契約するときに同意を与えたり、本人が勝手に結んだ契約を取り消す権利	なし	なし	民法13条1項の行為（借り入れ、相続の承認・放棄など）に関して持つ	民法13条1項の行為のうち家庭裁判所が審判で定める行為に関して持つ

(出所)法務省のHPなどを基に本誌作成

**単** 身世帯が増え、孤独死が深刻な社会問題になる中、それを覚悟したうえで「周りにできるだけ迷惑をかけずに死ぬにはどうすればいいか」と考える人もいるだろう。生涯未婚率が上昇しているほか、既婚者でも離婚や死別などさまざまなもので単身のまま

同制度には、すでに判断能力が衰えた人に対し家庭裁判所が適切な支援者を選ぶ「法定後見」と、判断能力が衰えたときに備えて、本人があらかじめ支援者を選んでおく「任意後見」がある（上表）。自分の意思で事前に備えておけるのは任意後見だ。契約から開始

親族であれば無償で引き受けけることは珍しくないが、それ以外であれば本人と支援者の間で報酬について取り決めることがある。契約書作成や申し立てを弁護士や司法書士に代行してもらうとコストはかかるが、生きている間に起こりえることへの不安を解消でき、周囲へ迷惑をかけにくいという点

生涯を終えるケースは珍しくない。歳を重ねるにつれ、体が弱り、認知症などのリスクも高まる。元気なうちに先手を打つにはどうすればいいのだろうか。

老い支度として活用したいのは意思決定支援の「成年後見制度」だ。認知症など本人の意思能力が低下した場合に、判断をほかの者が補う。「これにより預貯金など財産の管理

任意後見とセットで  
見守り契約を結ぶことも

で活用できる制度である。では身寄りがない場合、支援者をどう探せばよいのか。「自治体などが設置している「地域包括支援センター」に相談に行くといい」と公益社団法人・家庭問題情報センターの青木勲・東京相談室報後見部部長は言う。

注意しなければならないのは、任意後見契約は本人が死亡すると終了する点だ。死後の葬儀、納骨埋葬、遺品整理などは任意後見とは別の契約を結んでおく必要がある。それが「死後事務委任契約」だ。親族や知人、行政書士、司法書士など専門家と契約を結ぶ。内容は自由に定めることができる。

一方、賃貸住宅や有料老人ホームをはじめとする介護施設などへ入る場合、高齢者に立ちはだかる壁がある。身元保証人や連帯保証人を確保できなければ、拒まれることが少なくないのだ。身寄りがない、子どもや孫などには迷惑をかけたくないという人もいるだろう。そうした場合に選択肢の一つとなるのが身元保証を請け負うサービスだ。民間の企業や団体、社会福祉協議会などが提供している。身元保証契約は、賃貸住宅や老人ホームへの入居・入所時や病院への入院時の身元保証人や連帯保証人になり、介護職員や医師への

は信託口座へ預託する（下表）。

「提供する側は身元保証の欄に名前を書くだけではなく、契約内容によつては生前の費用の支払いや亡くなつた後の手続きなど、幅広い対応が求められる。そのためには本人の意向に応じた契約を結ぶ必要があり、責任は重く、手間費用がかかる」といきいきライフ協会や行政書士法人、司法書士法人などを統括するオーシャングループの黒田泰代表は言う。

身元保証会社をめぐつては、集

めた資金の一部を不正に流用した揚げ句、破綻した事業者が過去にいた。家族ではない事業者が本人の意向を明確に代弁したり法的に難しい手続きを行なう必要がある。それの最も見極める必要がある。

## 生きているうちに専門業者に葬儀を任せること

単身で亡くなつた後に気掛かりなのは葬儀の取り仕切り。これにフォーカスして「葬儀生前信託契約エール」というサービスを提供

**生きているうちから  
専門業者に葬儀を任せろ**

規模など5万円から多くて100  
0万円ほど。契約者は60代以降で  
男性がやや多い。ただし、2年ご  
とに仕様書と見積書の内容を見直  
し、仮に規模を縮小するなら差額  
は返金する」(笠置さおり専務)  
故人名義の預貯金は死亡と同時  
に凍結されて引き出すことが難し  
くなるが、生前信託契約だと葬儀  
内容・費用を自身で決め、さらに  
事前におカネを預けるので、支払  
いもスムーズに済む。納得のいく  
最期を迎えるだろう。

身元保証にはそれなりのコストがかかる		身元保証の料金の例
契約内容	合計	内訳(税抜き)
基本契約	39.4万円	戸籍調査、ライフプランの作成など 7万円 任意後見契約、事務委任契約、公正証書遺言、死後事務委任契約 27.6万円 身元保証契約 4.8万円
信託口座への預託金額の目安(死亡後の費用)	100万～200万円	葬儀供養 25万円 部屋片付け 10万円 その他(予備費) 15万円 死後事務 20万円 遺言執行 30万円～

「单身者世帯の増加などを見据え、納得のいく葬儀が生前から決められるよう17年前から始めた。これまでに500件ほどご契約いただいている」と、同社の山中秀樹常務は言う。

同サービスは、百貨店や商業施設にある無料相談窓口の「セレモピアン」などで相談を受け、葬儀のスタイルや規模、費用などについて話し合った後、葬儀仕様書と見積書を作成する。葬儀生前信託契約を受け継ぐ地位承継者や死亡通知人を選任したうえで葬儀生前契約を結ぶ。葬儀費用は三井住友銀行に信託され、分別管理される。「預ける費用には幅があり、小